

『障害者の権利に関する条約』にある「合理的配慮」の概念について —とくにその訳の仕方に着目して—

小林 翼*・原田 未来**

I. 問題と目的

2006年12月、『障害者の権利に関する条約』（以下、障害者権利条約）は、国連総会で採択された。2007年9月、日本政府は、条約に署名をしたが、いまだ批准には至っていない。

障害者権利条約の第1条にはその目的が示されている。英文と外務省訳を以下に引用する。

The purpose of the present Convention is to promote, protect and ensure the full and equal enjoyment of all human rights and fundamental freedoms by all persons with disabilities, and to promote respect for their inherent dignity.

Persons with disabilities include those who have long - term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others.

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者権利条約では、「合理的配慮」という語句に強い注目が集まった。この語句は、外務省訳の第2条（定義）、第5条（平等及び差別されないこと）、第14条（身体的自由及び安全）、第24条（教育）、第27条（労働及び雇用）で使用されている。「合理的配慮」と

* 山梨大学大学院教育学研究科

** 山梨大学特別支援教育特別専攻科

いう語句は、“Reasonable accommodation”を外務省が訳した言葉である。以下は、第2条の抜粋である。英文と外務省訳を以下に引用する。

“Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

内閣府が2010年度に15歳以上80歳未満の男女1050人を対象に「障害を理由とする差別等に関する意識調査」を行った。その結果、「合理的配慮」という言葉の理解に課題があることが明らかになった。「…略…あなたはこのような「合理的配慮」について知っていましたか」という問いに対して、合理的配慮については知らないが全体で4分の3を超えている。「あなたは合理的配慮の内容について具体的なイメージを持っていますか。」という問いに対して、具体的なイメージを持っていない回答者は全年齢を通じて7～8割であった。

これらの結果から、「合理的配慮」という言葉の認知度の低さはもとより、「合理的配慮」という言葉の意味を正しく理解をすることが難しいことがわかる。

東(2004)は、健常者側から「合理的配慮」という言葉の意味を理解することの困難さを指摘している。以下に引用する。

こういう合理的配慮の話をするとう「どうして障害者だけそんな特別な配慮が必要なのか、誰が金を出すのか」という人が必ず出てきます。…略…。バスにしても鉄道にしても明治以来、多くの税金と労働力とお金を投入し、その成果として、今のシステムがあるわけです。そのシステムを使ってみな生活しています。そのシステムがなければ、社会生活は営めません。でも、そういう恩恵を被っているというのは誰も考えません。

自分たちがそのような恩恵を被っているという意識がないので「どうして障害者だけ、特別なことが必要なのか」という発想が出てくるわけです。…略…。

合理的配慮義務というのは社会進歩の中で見落とされ、無視され、排除されることで、生じた格差をなくしてほしい、少なくともスタートラインを同じにしてほしいという問題です。特別に障害者だけに配慮するというのではなくて、これまで無視されてきたことをやめて、健常者と同じような視点を向けるということです。

つまり、健常者側からすれば、どうして障害者にだけ「特別な配慮」をする必要がある

のかという疑問を抱きかねないということである。この主張を受けて、東（2004）は、合理的配慮の主体から障害者自身が除かれ、社会側からの一方的な配慮として考えがちになってしまうのではないかと指摘する。これらの主張から、「合理的配慮を行わないことは差別」というロジックは一般には理解はされにくいと考えられる。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課における「合理的配慮についての特別委員会における意見等」では、以下のことが示されている。

具体的な合理的配慮のイメージについて、より一層、この委員会を含めて提案していかないと、一部の教員や保護者、当事者が認識したとしても、まだ地域全体の理解のための啓発が必要である。

つまり、合理的配慮のイメージにずれや認識不足があり、地域全体として共通理解を図る必要があることを指摘している。様々な立場からの啓発活動が引きつづき必要であるが、“Reasonable accommodation”に対する「合理的配慮」との訳語が広く一般に理解されない原因になっているのではないかと考える。

そこで本論文では、「合理的配慮」と“Reasonable accommodation”という語句について様々な側面から検討を行い、一般国民が正しいイメージを持てるような訳語のいくつかの例を提案することを目的とする。

Ⅱ. 語句の辞書的な意味について

1. “accommodation”と「配慮」について

「配慮」とは何か。広辞苑第5版（岩波書店）では、「心をくばること」、「心づかい」と書かれている。ジーニアス英和辞典第2版（大修館書店）では、「consideration（考慮）」、「concern（気遣い）」、「regard（思いやり）」、「thought（心配）」という英単語が示されている。

これらを総合すると、「配慮」は「気遣い」や「思いやり」などの意味で使われ、余力のある人が上から目線で行うという意味合いが強いと考察する。このことから、やはり「配慮」という訳語には違和感があると考察する。

“accommodation”とは何か。ジーニアス英和辞典第3版（大修館書店）では、「便宜」、「好都合」、「宿泊設備」、「融資」、「用立て」、「順応」、「適合」、「調停」、「和解」と書かれている。“reach an accommodation”で「和解する」「妥協する」と書かれている。他動詞としての“accommodate”は「適合させる」、「融通する」、「調達する」、「おさめる」、「和解させる」と書かれている。

新編英和活用大辞典（研究社）では、reach a reasonable accommodationは「まずまずの妥協に達する」と書かれている。

“accommodate”の語源について、シブリー英語語源辞典（大修館書店）では、以下のことが書かれている。以下に引用する。

moderate(節度を守る, 穏健な)も, 同じラテン語 *modus*(尺度, 規則)から派生した動詞 *moderari*, *moderat* - (中庸にする, 節する)が語源である。よく似た意味の *modulate* (調節・調整する, 加減する)はラテン語 *modus* の指小辞形 *modulus* (基準寸法)から派生した。この指小形からイタリア語 *modello* (模範), フランス語 *modele* (模範, 手本)を経て借入されたのが英語 *model* (模型, 原型, 基準)である。…略…。

物事がうまく調和している場合, 英語では *attuned* とか *accomodated* と言う。*accomodate* (調和させる)は, ラテン語 *accomodatus* (適合した)が語源で, *ad* (…へ, …と共に)の同化形 *ac* - と *com* - (一緒に) + *modus* (尺度, 規則)とからなる言葉である。…略…。

これらを総合すると, “accommodation”は「便宜」や「適合」といった意味で使われると考察する。「調停」や「和解」, 「妥協する」など調和的な意味合いで使われることもある。

英和翻訳表現辞典（研究社）には, 以下のことが書かれている。以下に引用する。

「適応させる」から「収容する」までいろいろな訳語が辞書に出ていたが, 次にあげる例文中の accommodate にぴったり適応する訳語は辞書には見あたらなかった。 *It was clear that the Chief had moved from his true position in order to accommodate the majority.* 「明らかに最高裁判官は自分本来の立場から離れてまで多数派を抱きこもうとしたのである」。この場合の *accommodate* は, その目的語となっているものや人の便宜をはかったり, その願いを叶えてやったりすることではなく, 逆に「自分の陣営内に引き入れる」ことを(少なくとも最終目的として)意味しているのであるから, やはり上のように「抱きこむ」とか, あるいは「仲間に引き入れる」などと訳したほうが動機や利害関係がはっきりすると思う。

英語を日本語に訳す場合, その英語に適合する訳語が見あたらないことがある。その場合は, 文脈から, 意味合いを探る必要がある。どういう訳語をすれば, より意味が伝わるのかをしっかりと検討する必要がある。

2. “Reasonable” と「合理的」について

「合理的」とは何か。広辞苑第5版（岩波書店）では, 「道理や理屈にかなっているさま」, 「物事の進め方に無駄がなく能率的であるさま」と書かれている。ジーニアス和英辞典第2版（大修館書店）では, 「*rational* (合理的な・道理にかなった)」, 「*practical* (現実的な・実用的な・効果的な)」という英単語が示されている。

これらを総合すると、「合理的」は「道理にかなった」や「効果的」などの意味で使われると考察する。よって、理想的ではなく、現実的な意味に落ち着くと考察する。

“Reasonable” とは何か。ジーニアス英和辞典第3版（大修館書店）では、「道理をわきまえた」、「分別のある」、「理性的な」、「道理にかなった」、「筋の通った」、「もったもなし」、「穏当な」、「ほどよい」、「まあまあの」、「あまり高くない」と書かれている。名詞としての“reason”は「道理」、「理屈」と書かれている。自動詞としての“reason”は、「判断する」、「理を説く」、「説得する」と書かれている。他動詞としての“reason”は「〈人〉を説得して[…を]させる」、「〈人〉説得して[…を]やめさせる」と書かれている。

これらを総合すると、“Reasonable” は「道理にかなった」、「まあまあの」という意味で使われていることがわかる。“reason”で説得するという意味があることから、両者の意味を総合すると、道理にかなうように説得するという意味で使われると考察する。

よって、“Reasonable”と「合理的」は辞書的な意味の上では同様の意味で使用されていることがわかる。

3. “Reasonable accommodation” の慣用上の意味について

ジーニアス英和辞典（大修館書店）など一般的な辞書には、“Reasonable accommodation” という熟語は存在しない。ただし、上述した、新編英和活用大辞典（研究社）には、reach a reasonable accommodation は「まずまずの妥協に達する」という意味で書かれていた。これは、“reach”が付いているため、必ずしも、“Reasonable accommodation”とは一致しない。しかしながら、「まずまずの妥協」という訳語は、“Reasonable accommodation”の訳語を検討するうえで重要な意味を持つと考察する。

Ⅲ. 文脈で発生する意味について

1. アメリカ人に関する法（ADA）について

アメリカの『障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止を確立するための法律』（障害をもつアメリカ人に関する法律，Americans with Disabilities Act：ADA，以下ADA）に“Reasonable accommodation”が用いられている。

長谷川（2008）は、1990年に制定されたADAについて、「雇用における障害者差別の禁止（第1編）」、「公共サービス（公共交通等）（第2編）」、「民間事業者によって運営される公共性のある施設およびサービス（商業施設，公共サービス等）における障害差別を禁止し（第3編）」、「聴覚障害者および言語障害者のためのテレコミュニケーション等に関する規定（第4編）」から成る包括的な障害者差別禁止法である、と説明している。

ADAの第一編の雇用の第101条（定義）第9項に、“Reasonable accommodation”が使

用されている。原文と日本語訳（中野ら，1991）を以下に引用する。

(9) REASONABLE ACCOMMODATION – The term "reasonable accommodation" may include –

(A) making existing facilities used by employees readily accessible to and usable by individuals with disabilities; and

(B) job restructuring, part - time or modified work schedules, reassignment to a vacant position, acquisition or modification of equipment or devices, appropriate adjustment or modifications of examinations, training materials or policies, the provision of qualified readers or interpreters, and other similar accommodations for individuals with disabilities

(9) 適切な便宜 – 「適切な便宜」という用語は、以下のことを含む

(A) 被用者が使う既存の施設を、障害をもつ個人も容易に利用でき、かつ使用できるようにすること、および

(B) 仕事の再編成、短縮時間勤務または勤務予定表の修正、空席の地位への配置転換、機器もしくは装置の取得または変更、試験、訓練教材もしくはは政策の適切な調整または変更、障害をもつ個々の者のための他の類似の便宜を付けて有資格の朗読者または通訳を供与すること。

中野ら（1991）は，“Reasonable accommodation”を「適切な便宜」と訳したが、そのあとがきで、以下のとおり、各語句の意味の把握が困難であったと述べている。

さて、それから私の苦闘が始まった。なにしろ、法律の素養のない人間のことである。慌てて英米法の辞典やら関連図書を購入して ADA に取り組んだが、およそ訳出ができない。五里霧中のまま、手探り状態が長く続き、やっと文脈を辿れるようになるまでに数か月を経過してしまった。この調子ではいつ訳が完了するか見込みも立たない。そこで、同僚の藤田和弘氏にお話したところ、喜んで一緒にやったださるという。それから、二人の共同作業が開始された。それぞれ分担した部分の訳を持ち寄って、検討しあうわけである。それでも意味を把握しかねる箇所があまりにも多く、作業は難渋をきわめた。

さらに、中野ら（1991）は、続けて「われわれは、できるだけ遺漏のないよう気を配ったつもりだが、思わぬ誤りがあるかもしれない。お気づきの方々のご教示をお願いしたい。」と、今後、適した訳となるよう一般に依託をしている。

2. 米国の障害者雇用の調査での使われ方について

長谷川（2008）は、障害者雇用の調査における“Reasonable accommodation”について以下のことを示している。

全米障害者協会（National Organization on Disability）のハリス調査をベースにまとめた全米障害者評議会（National Council on Disability）の2007年報告書を参考に、ADA 制定以後のアメリカにおける障害者雇用の実態を概観する。

…全体的にみると、雇用されている障害者に対する調査によれば、ADA 制定以前よりも、ADA 制定後のほうが、差別を受けることは少なくなり、合理的配慮*1をしてもらえるようになったという。このように、雇用されている障害者に対しては、ADA はプラスの効果をもたらしていることが明らかとされている。

合理的配慮にかかるコストについて、1995年のハリス調査によれば、大企業の80%が、ほんの少しあるいはほとんど費用がかからないと回答し、コストが大幅に増えたと回答した大企業は7%だけであった。同調査によれば、合理的配慮を実施した企業の割合は、1986年には51%であったが、1995年には81%まで上昇している。

使用者が、障害をもつ従業員に合理的配慮を実施するかどうかは、それにより労働能力がどれほど回復するのか、といった点に大きく関係しているという。また、ほとんどの使用者が、合理的配慮を提供したことによって会社に利益をもたらしたと回答している。その理由は、障害をもつ従業員の雇用が維持されたことや、適格性をもつ障害者を昇進させることができたことである。それにより、新規採用にかかるコストを削減でき、合理的配慮をした従業員の生産性や出勤率が上昇したという。また、企業のダイバーシティ（多様性）の実現のためにも、合理的配慮の果たす役割は大きい。

調査によると、ADA は障害者にプラスの作用をもたらしているといえる。“Reasonable accommodation”で問題になると考えられるコスト面についてもそれほど問題はないと考察する。調査により、“Reasonable accommodation”自体が会社に利益をもたらしていると推測できる。

“Reasonable accommodation”について、長谷川（2008）は、以下のことを示している。

障害のために当該職務の本質的機能を果たせないが、合理的配慮をなされたならば、その遂行が可能となる場合、使用者は当該障害者に対して合理的配慮をする義務を負う。ただし、合理的配慮をすることが、使用者にとって過度の負担となる場合、使用者は義務を負わない。

ADA は合理的配慮に含まれるものとして、(A) 従業員が使用する既存の施設を障害者が容易に利用・使用できるようにすること、(B) 職務の際編成、パートタイム化、勤務割の変更、空席の職位への配置転換、機器や装置の購入・変更、試験・訓練材料・方針の適切な調整・変更、資格をもつ朗読者もしくは通訳の提供、および障害者への他の類似の配慮を挙げている。…略…。

使用者は、過度の負担になることを証明できない限り、合理的配慮を障害者に実施する義務を負い、合理的配慮を行わないことは差別となる。また、合理的配慮が必要であることを理由として平等な雇用機会を与えないことも、差別となる。

ADA では、“Reasonable accommodation”が使用者に課せられた義務であり，“Reasonable accommodation”を行わないことが差別であると示されている。ただし，“Reasonable accommodation”が「過度の負担」となる場合は、使用者は義務を負わないとされている。なお、ここでいう「過度の負担」は使用者の負担であり、障害者の負担ではないことに注意する。

高嶺（2008）は、ADA でいうところの「過度の負担」について以下のことを示している。

ADA では、過度の負担とは、企業が事業自体を変えなければならない、あるいは、事業自体をやめてしまわなければならない危険がある場合のみを言うといわれている（レックス・フリーデン「ADA の衝撃」）。日本でもこのように厳格な定義づけができるかどうか、本条約の批准に向けての今後の大きな課題となると思われる。

ADA でいう「過度の負担」は使用者側に大きな危険性を伴う場合に適用されると解釈できる。たとえば、企業の事業自体を変えてしまう場合や事業をやめてしまう場合である。ADA の「過度の負担」を考察することは、日本の「過度の負担」の範囲をどのように定義するのかという問題とも関連する内容である。

3. 条約の中での使われ方について

障害者権利条約の第2条の中で、「障害を理由とする差別」について書かれている。以下は、英語版の Convention on the Rights of Persons with Disabilities（障害者権利条約）と日本政府訳の抜粋である。以下に引用する。

“Discrimination on the basis of disability” means any distinction, exclusion or restriction on the basis of disability which has the purpose or effect of impairing or nullifying the recognition, enjoyment or exercise, on an equal basis with others, of all human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural, civil or any other field. It includes all forms of discrimination, including denial of reasonable accommodation;

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

差別とは何か。塩見（2012）は、障害者権利条約第2条について以下のことを示している。

…略…と、直接・間接差別と合理的配慮の不行使を差別として定義している。これら直接差別、間接差別、合理的配慮を行わないことについての判断基準を、国内法において具体的に示すことが課題となっている。

塩見（2012）は、直接差別と間接差別、合理的配慮の不行使を差別として定義している。大谷（2007）は、障害者権利条約第2条について以下のことを示している。

条約は、障害に基づく差別を定義し、その具体的な内容として、区別・排除・制限を例示したのです。ですから、障害に基づく区別は基本的に差別につながるということです。もし、区別は差別でない、というのであれば、その区別に合理的な理由があることを区別した側が主張説得してはじめて区別が差別でないとされるのです。これはいかなる分野においても適用されます。…略…

「合理的配慮」の否定というのは、何もしないことが差別になるということです。本来だったら何かしなければいけないのに、それがされていないということが差別だと規定されたのです。従来、差別とは、権利や自由が何らかの形で制限されることでしたから、法制度やその運用や人の行動などの何か動きのあることが前提になっていましたが、この「合理的配慮の否定を含む」というときには「何もしないこと、何も保障されていないこと」が差別になるというのです。これは、「不作為の差別」ということです。この規定はこの条約のもっとも大きな目玉となるものです。

大谷（2007）は、障害に基づく区別が差別につながると指摘している。「合理的配慮の否定」を考える際には、何もしないこと、何も保障されていないことが差別にあたるとしている。このような理由から差別とは法や制度と密接に関わる部分である。「不作為の差別」とは何か。作為とは積極的な行為を意味する。大谷（2007）は、続けて以下のことを示している。

これがそれぞれの権利や自由を保障するために、「特定の場合に不可欠で必要かつ適切」な「変更・調整」ということなのです。いいかえれば、権利を行使し、自由を享受するために障害があるが故にそれが実現しえないときは、社会がこれを実現するために配慮義務としての作為義務を負うということなのです。それは権利や自由に伴随する「変更・調整」義務であるし、もしくはその内容の「変更・調整」義務であるということです。

大谷（2007）は、配慮義務としての「作為義務」を挙げている。具体例として、大谷（2007）は、投票の自由や旅行の自由を挙げている。選挙の際に視覚障害者が点字での投票ができるように配慮されることや肢体不自由者に対する、車椅子用のトイレの設置など

の配慮義務を挙げている。ただし、この「作為義務」の範囲が争点となることも事実である。さらに、大谷（2007）は、以下のことを示している。

ただし、これは無条件で保障されているわけではありません。「一方的または過度の負担を課さない程度^{*2}」という条件が付され、これが「配慮」に「合理的」と付されている由縁なのです。「この一方的または過度の負担を課さない程度^{*}」という条件に皆さんは何だどがっかりされるかもしれませんが、やはりマイノリティとしての障害者の権利を実現するために社会が為すべきことは無制限ではなく、常識的な範囲での保障ということです。たとえば、「過度の負担」とは端的に言って膨大な費用を要するような場合は、それが障害者の権利の実現のためには不可欠であってもそこまでの配慮義務はないということになります。

要するに、合理的配慮義務とは、障害者の権利の実現と社会の義務・負担との両者のバランスをとるキーワードなのです。

大谷（2007）は、配慮義務としての「作為義務」が無条件に保障されているわけではなくと述べている。あくまで、「常識的な範囲」内での保障ということになる。大切なのは、権利者と権利を行使する社会の双方の「バランス」であると述べている。

Ⅲ. まとめ

以上、“Reasonable accommodation”と「合理的配慮」について辞書やADAなど様々な側面からの検討を行った。

辞書的な意味として、“Reasonable”と「合理的」の意味は違和感がなく、妥当であるが、“accommodation”と「配慮」には違和感があることがわかった。

ADAの立場から“Reasonable accommodation”を検討すると、意味的には、雇用者と使用される障害者の双方が得をする意味で使われていることがわかる。

さらに、障害者権利条約の「過度の負担」や「合理的配慮の否定」の範囲についても引き続き検討する必要がある。

結論として、「合理的配慮」の訳語が権利を機能させていないのではないかと、といえる。よって、“Reasonable accommodation”の意味を正しく表現するには、「権利」と「義務」をめぐる両者の協議にもとづく、多くの人が概ね納得し得る妥協という意味が含まれていることが要素として必要になる。

最後に、以上の検討をふまえて、筆者らは以下の語訳を、複数ではあるが提案する。

1. 小林

「現実的な調整」・「理性的かつ変化し得る妥協」

2. 原田

「双方合意の適切な環境調整」・「相互努力による適度な調整」

註釈

- * 1 長谷川（2008）の引用文で取り上げる「合理的配慮」は“Reasonable accommodation”の語訳である。ADA 改正以前は、「適切な便宜」が使われていた。しかし、障害者の権利条約において、日本政府が“Reasonable accommodation”を「合理的配慮」と訳したためこのような訳語があてられたと考察する。
- * 2 障害者権利条約の青海恵子訳による。出典は、障害児を普通学校へ・全国連絡会編（2007）障害者権利条約。千書房，である。

文献

- 1) 大谷恭子（2007）〔公演〕インクルージョンにおける合理的配慮義務とは：障害児を普通学校へ・全国連絡会編。障害者権利条約。千書房，52 - 79.
- 2) 外務省ホームページ：
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html（2012年7月25日取得）
- 3) 国際セミナー。「障害者権利条約」制定への世界の最新の動き。障害者の権利条約に関するパネルディスカッション：
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/kyoto/paneldiscussion.html>
（2012年7月29日取得）
- 4) 塩見洋介（2012）障害者差別禁止をめぐる政策課題。障害者問題研究，39（4），26 - 33.
- 5) 高嶺豊（2008）批准に向けての課題－「合理的配慮」と「国際協力」－。ノーマライゼーション，28，1，24 - 25.
- 6) 内閣府。（2009）平成21年度障害を理由とする差別等に関する意識調査。内閣府ホームページ：
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h21ishiki/index.html>
（2012年7月25日取得）
- 7) 中野善達・藤田和弘・田島裕（1991）障害をもつアメリカ人に関する法律。湘南出版社。
- 8) 長谷川珠子（2008）アメリカにおける障害者雇用の実態と2008年 ADA 改正法。福祉労働，121，32 - 42.
- 9) 文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課。特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理 参考資料19：合理的配慮についての特別委員会における意見等。文部科学省ホームページ：
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300909.htm
（2012年7月25日取得）

※執筆分担：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－小林，Ⅰ・Ⅲ－原田